

処分年月日	事業者名	本社所在地	処分等の種類	違反等の概要	命令又は指導の内容	当該警告により付された違反点数	当該事業者につされた累積違反点数
令和8年3月27日	たどつ汽船(株)	香川県仲多度郡多度津町	輸送の安全確保命令	令和8年1月8日、一般旅客定期航路事業者であるたどつ汽船株式会社の旅客船「ニューおとり」が、多度津港出港後、多度津港の港界付近を航行中に機関トラブルにより航行不能となる事故が発生した。これを受けて、同年1月13日に海上運送法第25条第1項に基づく立入検査を実施したところ、安全管理規程に違反する事実が確認された。	<p>① 安全統括管理者は、安全管理規程第17条に基づき、関係法令の遵守と安全最優先の原則を徹底するとともに、安全管理規程の遵守を確実にすること。</p> <p>② 運航管理者は、安全管理規程第18条に基づき、船舶の運航の管理その他の輸送の安全の確保に関する業務全般を統括し、安全管理規程の遵守を確実にしてその実施の確保を図ること。</p> <p>③ 船長は、安全管理規程第41条に基づき、毎日1回以上発航前検査を実施すること。</p> <p>④ 船長は、安全管理規程第44条に基づき、自船に事故が発生したときは、事故の状況及び講じた措置を速やかに海上保安官署等に連絡すること。</p> <p>⑤ 安全統括管理者及び運航管理者は、安全管理規程第51条に基づき、乗組員等に対し、安全管理規程（運航基準、作業基準、事故処理基準及び地震防災対策基準を含む）、船員法及び海上衝突予防法等の関係法令その他輸送の安全を確保するために必要と認められる事項について、理解しやすい具体的な安全教育を定期的実施し、その周知徹底を図ること。</p>	19点	66点